## 仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)

規定により提出します。 標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の

平成二十二年六月二十三日

提出者

議会運営委員会 委員長 庄 司 俊 充

仙台市議会議長

野田譲様

## 仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例

仙台市議会委員会条例 (昭和三十四年仙台市条例第六号)  $\mathcal{O}$ 一部を次  $\mathcal{O}$ ように改正する。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、 議 会の閉会中に おいては、 議長が指名することができる。

第六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、 議 会 の閉会中 に おい ては、 議長が変更することが できる。

第六条第三項中 「前項」を「第二項」に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第二項の次に次

の一項を加える。

3 第一項ただし書 の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定に より 常任委

員の委員会の所属を変更したときは、 議長は、 その旨を次 の会議に報告しなけ ればならない

第十二条に次のただし書を加える。

ただし、 議 会 の閉会中 12 おい ては、 議長が許可することができる。

第十二条に次の一項を加える。

2 前 項ただ し書の 規定に より議会運営委員及 び 特別 委員の 辞任を許可 したときは、 議長は、

その旨を次の会議に報告しなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

条例

 $\mathcal{O}$ 

部を改正する必要がある。

これが、

この条例案を提出する理由である。

議会の 閉会中 にお 1 7 議長が常任委員等を指名することが できることとする等  $\mathcal{O}$ ため、